

福岡県医発第1444号(地)

平成17年11月11日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



認知症サポート医養成研修等事業の実施について(協力依頼)

厚生労働省において、認知症の早期発見・早期診断の普及の重要性から、地域における認知症高齢者への医療提供の充実を図るため、今後、認知症高齢者の診療に習熟し、高齢者にとって身近なかかりつけ医への助言その他の支援や、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となるサポート医を養成し、連携体制を構築することを目的とした標記事業を実施することとなり、日本医師会に協力依頼があった旨、別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件につきましてご了解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(介 5 4)

平成 17 年 10 月 28 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

野 中



「認知症サポート医養成研修等事業の実施について」の送付について（協力依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、認知症の早期発見・早期診断の普及が重要であることから、地域における認知症高齢者への医療体制の充実を図るため、今般、認知症高齢者の診療に習熟し、高齢者にとって身近なかかりつけ医への助言その他の支援や、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となるサポート医を養成し、連携体制を構築することを目的とした標記事業を実施することとなり、本会宛協力依頼がありました。

本会と致しましても、認知症対策事業の円滑な実施への協力を行っていく所存でありますので、貴会及び傘下の地区医師会におかれましても、事業の内容を了知いただきご協力賜りますようご高配のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

（別添資料）

・「認知症サポート医養成研修等事業の実施について」の送付について

（老発第 1026004 号 平 17.10.26 厚生労働省老健局長通知）



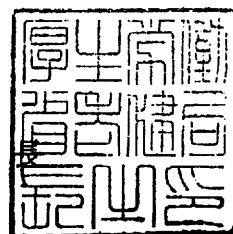


老 発 第 1026004 号

平成 17 年 10 月 26 日

社団法人 日 本 医 師 会
会 長 植 松 治 雄 殿

厚生労働省老健局長



「認知症サポート医養成研修等事業の実施について」
の送付について

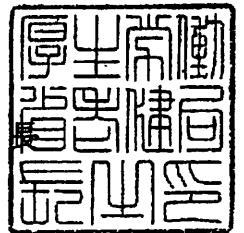
標記について、別添のとおり都道府県知事及び指定都市市長あてに通知（平成
17年10月26日老発第1026002号厚生労働省老健局長通知）したので、お知
らせするとともに、本通知の趣旨をご理解の上、郡市医師会への周知等について、
ご協力をお願いしたい。

老 発 第 1 0 2 6 0 0 2 号

平成 1 7 年 1 0 月 2 6 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長



認知症サポート医養成研修等事業の実施について

標記について、認知症対策を推進していくためには、認知症の早期発見・早期診断が重要であり、地域における認知症高齢者にかかる医療体制の充実を図るため、今般、別紙のとおり「認知症サポート医養成研修等事業実施要綱」を定め実施することとしたので、関係機関・団体等との連携の下、本事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いしたい。

(別紙 1)

認知症サポート医養成研修等事業実施要綱

1 認知症サポート医養成研修事業

(1) 目 的

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割

認知症サポート医(推進医師)は、次の役割を担う。

- ア かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医(推進医師)との連携体制の構築
- イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案

(3) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、国立長寿医療センター(愛知県大府市)に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師
- イ 「(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割」を適切に担える医師

なお、本研修終了後は(2)の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

認知症サポート医(推進医師)として必要な、

- ア かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及

び効果的な教育技術

イ 地域における認知症高齢者を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術などの修得に資する内容とする。

(6) 受講の手続き等

受講の手続き等については、国立長寿医療センターの研修要綱で定める。

(7) 修了証書の交付等

ア 国立長寿医療センター総長は、研修修了者に対し、別途定める様式により修了証書を交付するとともに、実施主体の長に所要の事項を通知するものとする。

イ 実施主体の長及び国立長寿医療センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作製し、管理するものとする。

(8) その他

実施主体は、認知症サポート医(推進医師)が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に務めるものとする。

2 普及啓発推進事業

(1) 目 的

認知症の人に対し、早期に適切なサービス提供を行うためには、認知症の早期発見・早期診断を普及することが重要であることから、認知症サポート医(推進医師)を中心とし、地域住民、認知症の人の家族や介護サービス関係者等に対し、認知症の医療に係る正しい知識の普及を推進することを目的とする。

(2) 事業内容

都道府県及び指定都市は、本事業の目的を達成するため、講演会・シンポジウムの開催やパンフレットの作成配布など、各地域の実情に応じた取組を行うものとする。

なお、事業の実施に当たっては、都道府県・指定都市医師会と連携を図るものとする。

(別紙2)

認知症サポート医養成研修等事業実施要綱 1 (7) 関係

第		号	
修了証書			
氏名			
生年月日		昭和	年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める認知症サポート医養成研修を修了したことを証します。			
平成		年	月 日
		国立長寿医療センター総長	
		○ ○ ○ ○	